

審議会等の議事の要旨(要点)

(基本情報)

会議名称	第17期第4回男女平等参画推進審議会
開催日時	令和5年11月28日(火曜日) 午後7時00分~午後9時00分
開催場所	女性総合センター 第2学習室
次第	1 会長挨拶 2 議事 (1)立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告(令和4年度年次報告)に対する評価意見について (2)立川市第8次男女平等参画推進計画策定に当たっての基本的な考え方について
配布資料	【第1回審議会にて配布】 資料3 立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告書(案)(令和4年度年次報告) 資料4 立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告書比較用資料(令和3年度年次報告) 立川市第7次男女平等参画推進計画(令和2(2020)年) 立川市男女平等参画についての市民アンケート調査<<報告書>>(令和5年(2023)年6月) 【事前配布の資料】 資料6 立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告(令和4年度年次報告)に対する意見について 資料7 立川市第8次男女平等参画推進計画策定に当たっての基本的な考え方について
出席者	[委員] 山根純佳、八幡真由美、井上清美、坂本澄子、佐藤良子、矢野美智子、坂本利光、鈴木美智子、千葉雄太、津崎結子 (欠席 秋山俊、伊東祐也) [事務局] 岡崎尋美(男女平等参画課長)、安藤悠佑(男女平等参画係長)、平野邦明(男女平等参画係)
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議結果	1. 会長あいさつ 2. 議事 委員からの意見等は、下記のとおり。  (1)立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告(令和4年度年次報告)に対する評価意見について

## 基本テーマⅠ 男女平等参画と人権の意識づくり

### 【施策1】男女平等参画の意識づくり

- ・ひとつのこと始めとして管理職の研修をして欲しいというニュアンスで発言しているので、「まずは・・・」を「管理職を対象とした研修を実施して欲しい」の前につけて欲しい。

### 【施策2】人権の意識づくり

- ・「暴力予防と人権を考える」となっているが、予防ではなく防止が適切ではないか。
- この部分は男女平等参画課の事業として「暴力予防と人権を考える性教育講座」を実施しているため、今回はそのまま記載し、次回に検討とさせてほしい。

## 基本テーマⅡ あらゆる分野での男女平等参画の推進

### 【施策1】政策・方針決定の場への女性参画の促進

- ・「もっと積極的に女性が参加できるような仕組みづくりに努めてほしい。」では、女性の参加することを促しているようになってしまう。積極的に行ってほしいのは仕組みづくりである。
- 「女性が参加できるような仕組みづくりをより積極的に進めて欲しい。」とするのがよいのではないか。
- ・「会議体」とは一人の意思だけで決まるものではなく参加者全体の意思で決まるもの。そこに女性が全くいない会があること自体が問題あり強調したいため「会議体」という言葉を使うのがよいのではないか。
- 「そもそも女性がいない会議体には、それを是正するためクォータ制を導入することも検討してほしい」とするのがよい。

## 基本テーマⅢ 男女が働きやすい環境づくりの推進

### 【施策3】男女の多様な働き方の子育て支援

- ・学童保育所の待機児童が 220 人あるために、それ以外の放課後の児童の居場所づくりが評価されるのである。学童保育所の待機児童解消の取り組みを進めることを記載してほしい。
- ・「引き続き学童保育所の充実も力を入れて欲しい。」という一文を一番最初に加える。

### 【施策4】男女の多様な働き方のための介護支援

- ・「介護は急に必要になることがあるので」ではなく、「介護離職等を減らすために」とするのがよい。急に必要になることではあるが、何よりも離職を防ぐことが大切である。

### 【施策5】多様な働き方への支援

- ・「女性だから女性向けの仕事」とは、先方が勝手に「女性向け」と思い込んでいるだけである。
- ・「男女平等の視点」ではなく、いろいろな仕事「多様な仕事」としてほしい。
- ・「女性だから女性向けとされる仕事ではなく、多様な仕事を紹介してほしい。」と記載する。

### 基本テーマⅣ 配偶者等からの暴力の防止

#### 【施策1】暴力の未然防止と早期発見

- ・「動画の作成や文字だけではなくイラストを多く入れる」ではなく、動画とパンフレット等の括りを分けてわかりやすく標記するとよい。文字ではなくイラストを多く入れるということはパンフレットやポスター作成のことと思う。  
「動画の作成や、パンフレットやポスター作成の際には文字ではなくイラストを多く入れるなど」とするのがよいのではないか。
- ・「他市の先行事例などを参照してよりよい広報を検討して欲しい」という一文も追加してほしい。
- ・早期発見に係るのでこちらに「被害や加害の行為に気付くためのチェックリストを作成しDV 防止を啓発して欲しい。」と記載するのが良いと思う。

#### (2)「立川市第8次男女平等参画推進計画策定に当たっての基本的な考え方について」

『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』基本計画の位置づけについて

- ・『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』の目的と基本理念が女性の福祉と人権尊重や擁護と男女平等が明確化されているので、配偶者の暴力だけではなく、男女平等参画と人権の意識づくりを加えた方が良く思うため、体系図案3が良いと思う。
- ・体系図案3の場合、分かりやすくするために「Ⅳ配偶者等からの暴力の防止」をⅠの次にすると、良いのではないか。これから力を入れる項目として、上にまとまっている方がいいのではないか。
- ・基本テーマの項目を一つ増やし、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について対応する方が内容が明確になり良いと思うが、項目を増やさない場合には体系図案3がよい。
- ・現状のDV防止法との関連性から、Ⅳ配偶者等からの暴力の防止のテーマを広げ、性暴力や暴力からの安全・保護とすると強く打ち

	出していくことも一つの変化の方向ではないか。  3. その他  閉会
担当	総合政策部男女平等参画課男女平等参画係 電話 042-528-6801